

入札仕様書

1 概要

- (1) 件名
戸田公園ほか14施設で使用する電気（低圧）
- (2) 需要場所
別紙のとおり

2 仕様

- (1) 供給電気方式
 - ア 電灯：交流単相3線式
 - イ 動力：交流3相3線式
- (2) 供給電圧（標準電圧）
 - ア 電灯：100ボルト及び200ボルト
 - イ 動力：200ボルト
- (3) 計量電圧（標準電圧）
 - ア 電灯：100ボルト及び200ボルト
 - イ 動力：200ボルト
- (4) 標準周波数
50ヘルツ

3 契約電力等

- ア 予定契約電力 別紙のとおり
- イ 予定使用電力量 別紙のとおり

4 契約期間

令和4年4月1日午前0時から令和5年3月31日午後12時まで
なお、電力供給の開始又は終了にあたり必要となる準備等がある場合は、電力供給に間隙を生じさせないように、供給者において事前に完了させること。

5 計量器及び検針方法等

- (1) 本契約の履行にあたり、計量器の設置又は撤去が必要な場合は、一般送配電事業者及び供給場所となる各公園と調整の上、実施すること。
なお、各施設の都合による場合を除き、計量器の設置、撤去及び稼働に係る費用は受注者の負担とする。
- (2) 検針は、原則として供給者の定めにより実施するものとする。
- (3) 電気需給契約書第9条及び仕様書別紙に記載の「検針日」は、施設毎の基本的な検針時期を示すものとする。
- (4) 検針日の平準化等の理由により、5(3)の「検針日」とは別に、一般送配電事業者が月毎の実際の検針を行う日を定めた場合、電気需給契約書第2条(3)契約期間

及び第 10 条に記載の「計量日」は、一般送配電事業者が月毎の実際に検針する日とする。

当該施設に係る当該月の検針に使用される計量器が自動検針装置である場合は「計量日」と読み替える。

6 料金請求等

- (1) 各公園における電力料金を算定し、仕様書別紙に記載の料金請求先あて、原則として紙面により請求すること。なお、料金請求先が同一の場合、可能な限りまとめて請求し、その内訳を明記すること。
- (2) 各公園の契約内容の適切性を確認するため、発注者から電力使用状況等各種データの提供を求められた場合は、これに応じること。
- (3) 各公園の電気料金や電気使用量を各公園においてWEB、電子メール、郵便等の方法により確認できること。
- (4) 契約単価は、契約種別毎にすべての施設で同一のものとする。

7 その他

この仕様書に定めのない事項については、契約書または受注者制定の電気需給約款によるものとし、これらに定めのないその他の事項については、発注者と受注者との協議の上、決定するものとする。